

## スプリンクラー設備等整備事業 事前エントリーに関する補足

## 1 補助対象

## (1) スプリンクラー設備設置費補助

平成 27 年 3 月 31 日までに事業を開始しており、かつ、床面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の有料老人ホーム

## (2) 自動火災報知設備設置費補助

平成 27 年 3 月 31 日までに事業を開始しており、かつ、床面積 300 m<sup>2</sup>未満の有料老人ホーム

## (3) 消防機関へ通報する火災報知設備設置費補助

平成 27 年 3 月 31 日までに事業を開始しており、かつ、床面積 500 m<sup>2</sup>未満の有料老人ホーム

※ ただし、建築基準法令及び消防法令の規定に不適合の施設は、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置期間が終了しているため、補助対象とはなりません。補助対象については「確認用フロー図」をご確認ください。また、必要に応じて、所管部署に確認してください。

## 2 補助上限額（予定）

## (1) スプリンクラー設備設置費補助

10,460 円/m<sup>2</sup>

※併設事業所等がある場合、共有面積は按分します。

※別途、ポンプユニットの設置が必要な場合は、さらに 263 万円/施設を加えます。

## (2) 自動火災報知設備設置費補助

117 万円/施設

## (3) 消防機関へ通報する火災報知設備設置費補助

35 万 1 千円/施設

## 3 提出書類

## (1) 事前エントリー票

所定の様式に記入し作成してください。

## (2) 平面図

ア 当該施設全てのフロア（階）の図面を添付してください。

イ 複合施設（同一建物内に他のサービス種別事業所や店舗等がある場合）については、できる限り当該施設部分以外の図面も添付してください。（入手困難な場合は、添付不要です。）

## (3) 求積図（建物）

ア 建物の求積図を添付してください。（敷地の求積図は添付不要です。）

イ 求積図の所在が不明の場合は、これに代わる資料（当該施設全てのフロア（階）の

床面積が分かる資料)を添付してください。

ウ 複合施設(同一建物内に他のサービス種別事業所や店舗等がある場合)については、できる限り当該施設部分以外の図面も添付してください。(入手困難な場合は、添付不要です。)

(4) 位置図

敷地全体に対する建物の位置を示す図面を添付してください。

(5) 写真

現況及び改修予定箇所がわかるものを添付してください。

(6) 見積書

ア 工事請負業者等の見積もりについては、原則、横浜市内事業者(※)から取り寄せ、その写しを添付してください。(100万円を超える場合は2者以上)

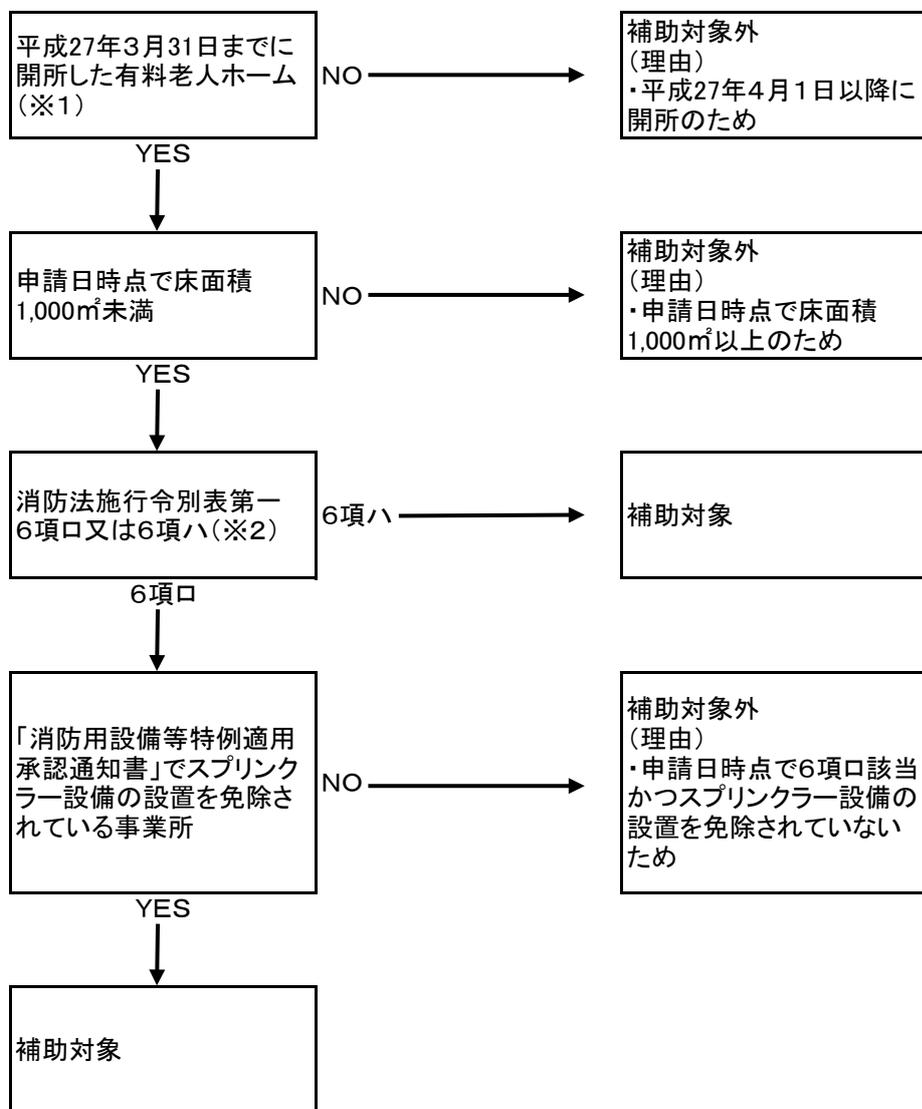
※横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体

イ 各工事の内訳がわかる見積書を徴収してください。

#### 4 注意事項等

- (1) 事前エントリーであるため、期限までに必要書類を提出された場合であっても、補助事業者としての選定を確約するものではありません。
- (2) 正式に交付申請書を提出していただく時期は未定ですが、交付申請にあたっては、このたびの「事前エントリー」を行っていることを条件としますので、検討中の場合は必ず「事前エントリー」をお願いします。
- (3) 当該補助事業は国(厚生労働省)の交付金を活用するため、必要に応じて事前エントリーの書類を国へ提出しますので、ご了承ください。また、提出書類は返却しませんので、控えを作成してください。
- (4) 補助事業者として選定された後、補助金交付を受けるにあたっては、施工事業者を入札で選定していただく等、本市所定の条件があります。
- (5) 消防用設備設置義務の判断など、消防関係法令に関するお問合せについては、施設所在区の消防署へお願いします。

令和8年度 スプリンクラー設備等整備事業 確認用フロー図  
(スプリンクラー設備)

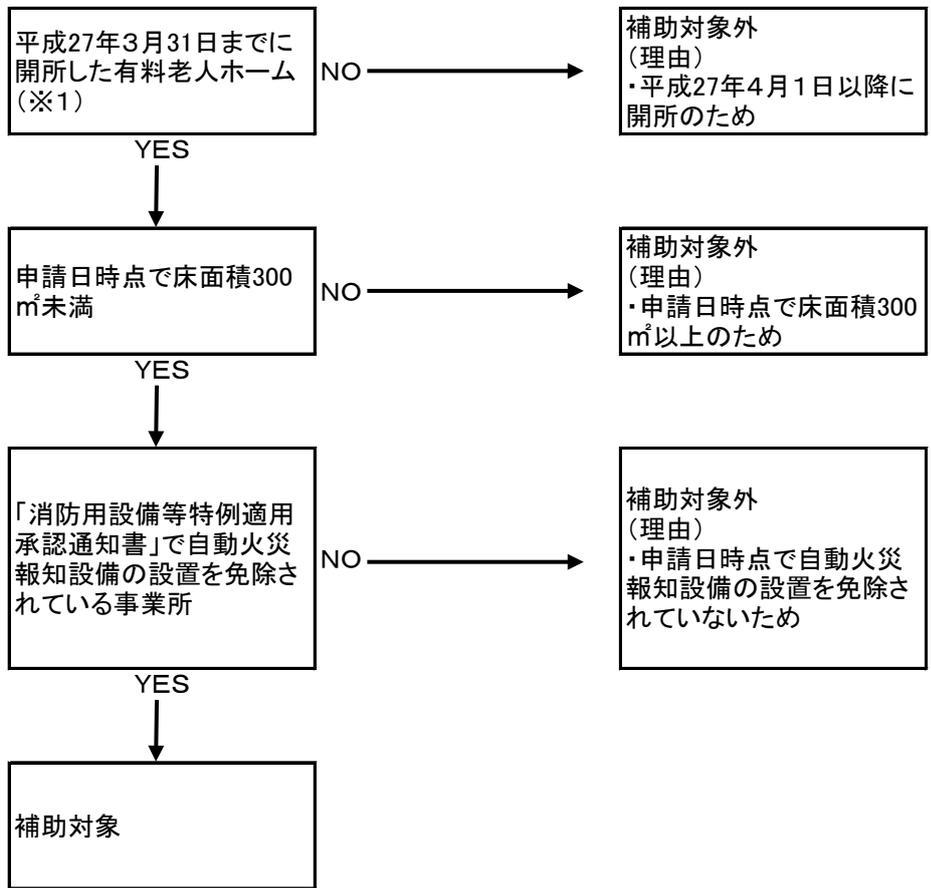


(※1) 消防法施行令別表第一

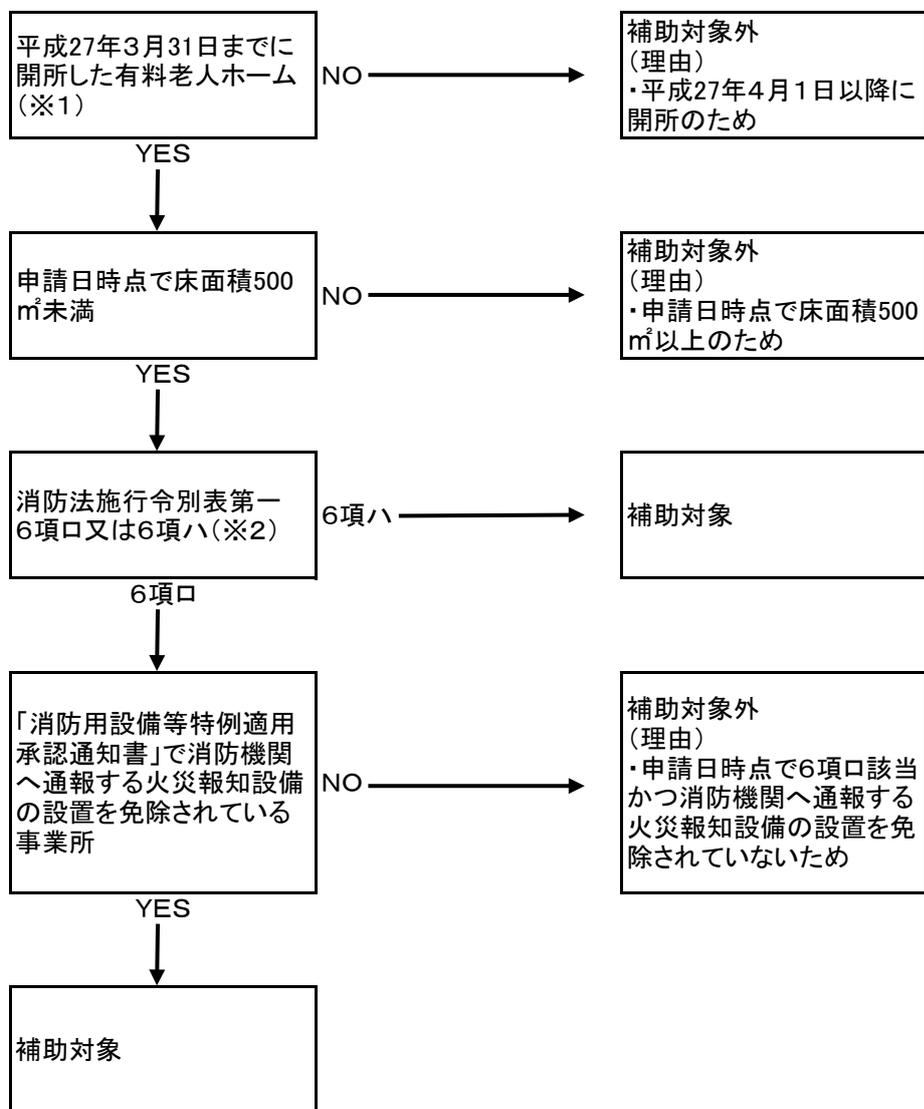
6項ロ: 定員に対し、避難が困難な要介護者(要介護3以上の者)を過半数入居させている施設

6項ハ: 6項ロに該当しない施設

令和8年度 スプリンクラー設備等整備事業 確認用フロー図  
(自動火災報知設備)



令和8年度 スプリンクラー設備等整備事業 確認用フロー図  
 (消防機関へ通報する火災報知設備)



(※1) 消防法施行令別表第一

6項口: 定員に対し、避難が困難な要介護者(要介護3以上の者)を過半数入居させている施設

6項ハ: 6項口に該当しない施設